主 文

原判決中被告人関係部分(但し無罪の部分を除く)を破棄する。 被告人を懲役二年に処する。

原審における未決勾留日数中二百日を右本刑に算入する。

この裁判確定の日より四年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用中原審において証人A、同B、同C、同D、同E、同F、同Gに各支給した分は原審相被告人H、同I、同J、一同K、同L及び被告人の連帯負担とし、証人M、同N、同Oに支給した分は被告人と原審相被告人H、同Iとの平等負担とし、当審において証人M、同Nに各支給した分は被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は末尾に添付した弁護人小泉英一名義の控訴趣意書記載のとおりで、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

論旨第一点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)